

第2回行政改革専門小委員会

日 時 平成20年5月19日(月)

14:00～16:00

場 所 島根県職員会館 健康教育室

議事(意見交換)

委員長 ただいま公の施設並びに外郭団体について、それぞれの状況について説明をいただきました。

公の施設につきましては、前回の委員会において、資料8により事務局の方から公共性、それから広域性、代替性、有用性、緊要性という見直しの観点が示されております。今後、審議を進めるに当たって、見直しの観点というか、着眼点について、また先ほどの概要説明に対する質問でも結構ですので意見を賜りたいと思います。

委員 細かい点で恐縮ですが、確認という意味で幾つかちょっと聞かせていただければと思います。

公の施設の説明の中で、指定管理は16年に花ふれあい公園、それ以外は大体平成17年に一斉導入ということですが、例えば平成17年から指定管理が導入されているという施設でも、16年のところに指定管理料の欄に数字が入っているものもありますが、これは基本的には委託料という理解でよろしいでしょうか。

事務局 脚注にも書いてございますが、17年、指定管理を導入した以前のところに数字があるものにつきましては、その当時管理委託料として支出していたものであります。例えば、一覧表の1ページの武道館などは、17年から指定管理を導入しておりますが、5,934万2,000という指定管理料の上に16年の金額として7,561万8,000という数字が入っています。これは指定管理を入れる前にかけておった委託経費を上げております。ですから、単純に言いますと、16から17にかけて指定管理を導入した際に、先ほどまとめて5億程度のコスト縮減という話をしましたが、こういった形で管理経費が縮減された状況が見てとっていただけたらと思います。

そういうことで、指定管理の導入前にかかっておった委託料が入っております。

委員 ありがとうございます。

それともう1点、これも公の施設の関係で、生涯学習推進センターの方で東部と西部と

あって、同じような事業をされているということだと思います。行ったことがないのでわからない部分があるのですが、運営費が東部の方は八千数百万から1億ぐらいいに対して、西部の方は三千数百万で運営がなされています。一方で指導者の養成の数とか一般の受講者の数というのは、この東西そんなに、どっちが多いかっていうところがありますけど、そんなに変わらないという意味でいくと、何か西部の方が非常に効率的にやっているようなふうに、これだけ見ると思ってしまうのですが、建物が、規模もちょっと違うとは思いますが、何か背景があるのでしょうか。

事務局 東部の方は言ってみれば全県対象のような形でいろいろと展開しているということもあります。たまたま18年に西部の指導者養成数がちょっと多いのですが、これは東部、西部の兼ね合いとか研修の持ち方も一つあったのではなかろうかと思います。

経費的なところは、これは規模がやはり東部の方が大きくなりますので、細かいところまでは分析をしておりますが、大体そういう感じではなかろうかと思います。後日、そのあたりは情報収集をして確認しておきたいと思います。

委員 ありがとうございます。

委員 よろしいですか。

委員長 お願いします。

委員 今後の審議の進め方ということでちょっと提案といいますか、意見ですけど、今御説明いただいた公の施設、外郭団体も同じですが、全部というわけにはこの委員会で無理でしょうから、今回の目的が財政健全化ということであれば、県の支出の上位のところをピックアップして今後検討していくと。その中でも、例えば法律上、県がしないといけないところを議論してもいたし方ありませんので、そういうところはもう最初から外すと。その上位から外れたところで、5つの着眼点の中であとは任意に幾つかピックアップすると。そういうステップでどうかと思いましたが、どうでしょうか。

委員長 今の委員の提案でございますけれども、まずは財政健全化が軸ということで、全体の中から支出の上位のところをピックアップして、また法律的に設置しなければいけないものについては外して、優先順位をつけてやっていった方がいいのではないかという提案が示されましたが、それにつきまして御意見いただければと思います。

委員 基本的に賛成させていただければと思います。それに若干加えさせていただけるとすれば、これちょっとわからないのですが、概念的には効果が上がりそうなところという観点で、県の施設あるいは外郭団体の中だけで考えていくと、どうしても縮減効果とい

うのは限界があると思うので、これはできるかわかりませんが、例えば先ほどの御説明の中で、市町村、具体的には市の施設も中にある県の公の施設みたいなところを、何かより一体的に運用できればもっと節減効果が上がるので、なるべく範囲を大きくというか、1つの中だけだと限界があるけれども、例えば1つ、2つ、まとめて考えたときに縮減の効果が出るような、そういった部分がもしあるのであれば、先ほどの委員の観点に加えてみてはどうかと思います。

委員長 今の委員のお話をもっともだと思います。先ほどありました代替性ということを入れているという、一つの指標の軸になっていますけれども、そういう意味合いでしょうか。

委員 私の説明が不十分だったのですが、考え方としては1つの施設だけで効果を出すには限界があるので、これはもう既に多分されていると思いますけれども、例えば1つの指定管理者が複数の施設を運営し、効率的に運営することで効果を上げるというような観点でいくと、幾つか束ねられるようなものがあればそういった観点で見る、あるいは先ほどのふるさと森林公園の中には松江市が管理している部分があって、その辺を一体的に何かやっていくというようなことで効果・メリットを出していくと。そういうような観点はどうかと。

委員長 御発言の意味がわかりました。一つ一つの施設ばかりではなくて、周辺施設も、また県をまたいで市町村の施設もあわせた形で、サービスの向上と、それから財政健全化策としてやれる方法があるんじゃないか。余りにも財政健全化だけを中心に据えますと、すべてにわたって収縮状況になるのではないかと。やはり施設を生かす道というのはさまざまな工夫が必要ではないかという観点で、もう少し広く考えた方がいいのではないかとということでございますね。

ほかに御意見がございますか。

委員 この中に法律上はどうしても県がしなくてはいけない施設、そして市町村とダブっている施設、例えばダブっている場合には、市町村との連携をきちっとりながら効率よく運用していくことが大切だと思います。高等看護学院についてですが、松江と石見は養成生徒数というのはあまり変わらないのですが、運営経費がかなり違うんですね。こちら辺がどのような理由でそういう差が出ているのかとか、経費的なものも考えながら、県独自で設置を義務づけられているものをどう効率よく運営していくのか。もちろん運営者を統合して指定管理者制度などを取り入れ、少ないところが幾つもの施設を運営するって

いう方法もあると思います。しかし、各施設の機能そのものはきちっと発揮されていかないと、整理、縮減だけに目を向けていては間違ってくる部分もあるのかなと思います。今現在ある施設でも本当にそれが必要なのかということもきちんと考えて、切るべきものは切る、続けるべきものは継続するというような方針をとっていったらいいのではないかと私は思います。

委員長 ありがとうございます。

委員 委員長の方から今後の審議の進め方ということでしたが、私は今、各委員がおっしゃった事柄に全く異存はないといいましょうか、県の公の施設の見直しのペーパーで、公共性から始まって広域性、代替性、どんどん出されて、視点が出されておりますので、これに沿って検討していくということでもいいんじゃないかなというふうに思います。

公共性というのは、今、必要性を吟味して切るべきものは切る、残すものはきちっと機能を発揮させていくということだと思います。そういう考え方で検討された方がいいというふうに思います。広域性というと市町村との関係で、市町村にゆだねるものはないのか。代替性の方は民間にできることは民間に任すということですね。民間にゆだねられるものはないのかということかなと思います。

それで、せっかく今、資料を詳しく御説明いただきまして、できるだけそしゃくをしたいと思っているのですが、なかなかすぐにはのみ込めない感じもあります。資料3で参考指標と単位当たり行政コストが出されておりますけれども、参考指標の中の費用というのはいわゆるフロー、毎年、毎年度の予算あるいは決算ということだと思うのですが、単位当たり行政コストの方は、資料4の後ろの方で御説明いただきましたけども、減価償却費とか退職給与引当等、ストックも加味してデータをおつくりになっておられるかと思いません。

それで、こういうデータというのは、施設ごとに比較をしていいのか悪いのか考える、特に類似の施設で比較してみるといいんじゃないかと思うのですが、データがつくられているものとつくられてないものがあるのはどういうことなのでしょう。

それと、あるものは1時間当たり貸し切りコスト、ほかのものは利用コスト、1日になったりといういろいろで、この施設についてはこういう切り口で出すとわかりやすいんじゃないかということだと思うのですが、その辺が一律に比較できると非常に便利だとは思いますが、すぐにはなかなかわかりにくいのかなと思いました。

委員長 事務局から説明願います。

事務局 この単位当たり行政コストについては、委員御指摘ありましたように、減価償却費とか、あと職員の退職給与引当金も含めた、いわゆるトータルのコストを出してあるものでございます。すべての施設について出しておらずに、ところどころになっているのですが、減価償却費を入れたり、あるいは退職給与引当金を入れた、いわばトータルコストという形でコスト比較するのは非常に試行的な試みでございます。御案内のとおり官庁会計は現金会計ですので、そういう中で割と県民に広く利用されている代表的な施設、県民の皆様に関心が高いと思われる施設をピックアップいたしまして、それで幾つかこういうふうなコストを算出しておるところでございます。

ですから、これもなかなか網羅的にやるとなると、これまた手間、事務量も膨大になりますので、代表的な施設を取り上げて出しているものです。このあたりの指標につきましては、今後わかりやすいような方法があるのでしたら、そのとらえ方をまた改善していくなりして順次よい方向に向かっていきたいと考えています。

したがいまして、例えば美術館の1人当たりのコストが2,600円となっておりますが、これが高いのか低いのかとか、そういう議論になると、試行的にやっておりますもので一概な指標がないということをお理解いただきたいと思います。

委員 作業がなかなか大変だということですが、できるだけ有効活用できるようなものになるといいのではないかなと思いました。

それと指定管理ですけれども、従来の民間委託との関係といいましょうか、例えば一番最後の保健環境科学研究所は直営になっていたと思いますが、清掃だとか植栽管理だとか、そういうのは多分民間委託されているんじゃないかと思うのですが、そういうことでしょうか。

事務局 一括管理運営を17年から指定管理に出しているものと、それ以外の、いわゆる指定管理の入っていないものにつきましては、委員おっしゃったように個別に業務を必要に応じて委託に出してしまして、先ほどの一般的な維持管理、清掃とかそういったところは当然のことながら委託に出しております。

事務局 1点、補足しますと、指定管理のメリットといいますのは、今、申し上げましたように、包括的に管理を全体的に委託するというところが非常に大きなメリットになるわけでございます。通常の委託ですと、庁舎ですと清掃の委託ですとか、点検の限られた委託ですとか、細切れに出しますとどうしてもコスト的に割高になりますけど、それを全体的に包括して委託しますと、人員の張りつけなどもこのためだけに人役を使う必要ない

ということで、トータルとして非常にコスト節減、あるいは民間の事業者の創意工夫が生かせるということで、指定管理というのはそういうようなメリットがあるというふうに私どもも認識しているところでございます。

委員 利用料金制も結構導入されていると思うんですけども、管理者側で幅が与えられて料金設定できるということ、単純には少し下げて利用者数をふやそうとか、そういうことだと思のですが、その辺の成果を県の方でどんなふうに見ておられるのかと。

事務局 もともとは条例の中で、利用料金をいただくような施設につきましては、料金を設定するという明言をしておるわけですが、島根県の利用料金制の場合は、プラス・マイナス・2割の幅の中で料金設定をするような形で条例制定されています。料金そのものは指定管理者の方が勝手に決められるわけではありませんので、県知事が承認した場合に最終的に正式な料金となるわけですが、薄利多売といいますか、料金を下げることで逆に利用率を上げるというような施設運営方法の提案が指定管理の募集に際して現実にあったケースもありまして、そういった施設運営がされている施設もございまして。結果として利用なり収入もふえるような形で運営されているようなケースも中には現実ございまして。

委員長 そもそも論ですけども、財政健全化の観点からお話が始まると、どうしても均衡縮小みたいな方向で会議が進みがちになります。そもそも島根県で指定管理を入れられるときの狙いは、コスト削減から入られたということですか。また、その施設をどう生かすか工夫を入れて、住民サービスを上げるといった指定管理なのか、どっちの側面もあると思いますが、その点はどうでしょうか。知事がよく言われる活力ある島根という言葉がありますが、すべての施設も地域の資産なんですね。また、実際働いている方も資産なので、そういった意味からすると、改革の中にはやっぱり発展的な要素がないといけなないと考えます。今まで随分改革は進めてきておるわけで、その点はどのように生かされているのでしょうか。

指定管理者に県の外郭団体が多いですが、その意味では、今まで行政がやっておられたことをそのままやられるようなケースが多いのではないかと。改めて指定管理の狙いを私どもに教えていただけませんか。

事務局 指定管理者制度そのものは平成15年度に地方自治法が改正されて、向こう3カ年の間に制度移行をされたしということでスタートしておりまして、委員長さんおっしゃいましたように、従前は県が直営管理をしない施設につきましては、いわゆる外郭団体と言われるようなところにはほぼ、管理運営をお願いしておりました。

これはもともとの自治法では、管理委託という名前で運営が委託できるところが限定されておりましたので、どうしてもそういったところをお願いをせざるを得ないということをやっておったわけです。指定管理者制度というものは言ってみれば規制緩和といえますか、民間の株式会社も含めNPO、あるいはボランティア団体、個人でない方、何らかの組織形態を持っていらっしゃるならば、一括県のかわりに運営していただける制度ということで制度設計されています。15年の制度改正ですから18年の4月からをにらんで導入すれば、リミットとしてはよかったです。島根県の場合は財政健全化の大きな流れがあって、17年に官から民へという流れの中で、コスト縮減も含めて1年早く導入をしようということで始まっています。ただ、指定管理の導入目的そのものには、安かろう悪かろうではよろしくないということで、当然のことながらサービス向上も大きな目的の一つとしてにらんでいます。ですから、応募そのものもすべて公募で、従前の団体に限定して指名をするのではなくて、競争しながらよりよいサービスの提案を出していただいて、最終的に外部の方に入っていただいた審査委員会で評価をして決定をしております。

そういうこともあって、今17の施設で指定管理が入っているのですが、いわゆる純粹の民間株式会社が指定管理者になっていただいているのが6施設、あとNPOが2施設、それからジョイントを組んで民間ベースで対応していただいているのが1施設、それと純粹な民間財団が1施設、あと県出資等団体、財団等々が7施設です。体育施設などはまとまった形で体育協会が指定管理者として対応していただいています。サービス向上も大きな観点にありまして、その状態も絶えず捕捉しながら制度運営を図らないといけないというふうに思っておるところです。

委員長 いろいろ意見をいただきました。これまで、公の施設を中心に意見をいただきましたが、外郭団体について質問がございましたら発言をいただきたいと思います。

先ほどは、施設と外郭団体がリンクするような形でいろいろ意見もいただきましたが、お願いいたします。

委員 外郭団体の方も大変数が多いようでございますが、やはり公の施設と同じように少し重点を絞って検討した方がいいのではないかなという感じがございます。

団体の存在理由とか、あとは存在、存続する場合でも事業のスリム化あるいは経営の効率化、そういった観点が一つあるかなと思います。

委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

委員 外郭団体も同じく、先ほどの御意見のとおり、やはり県の支出ベースの方から議論していった方がいいと思います。ただ、ここは基本財産がどうなるかという視点もあると思いますので、基本財産の多寡についても考慮が必要であろうと思います。

それから、出資割合が低いところについては、もちろん民間法人への出資については最後出資をどうするかという議論も当然あるでしょうが、優先順位としては低く考えてもよろしいんじゃないかと思います。したがって、50%以上のところを優先的に議論するという事ではなからうかと思ひます。

委員長 ほかにございますか。

委員 先ほどの御説明の中で、林業公社については別途、委員会を設けて検討されているというようなお話がありましたけど、この中でそういった形でもし別途の委員会なりであり方を検討されているものがあれば、それは当然、外すというか、それがもしあれば教えていただければと思ひます。

事務局 林業公社につきましては現実的に今、別途、委員会を設けて今後の経営計画について検討がされているところです。それ以外のところにつきましては後日、整理をさせていただきますらというふうには思っています。

委員長 いろいろな意見をいただきました。

やはり外郭団体についても重点を絞って団体の存在意義等を中心に見ていくということ、それから基本財産についても考慮していく必要があるということ、出資割合もやはり50%以上のものから中心にやっけていくのがいいのではないかということと、そして別途、委員会等で検討中のものについてはそれにゆだねた方がいいのではないかという御意見をいただきました。施設、団体ともいただきました御意見を踏まえながら、今後の議論を深めてまいりたいと思ひます。

それでは、今後の審議の進め方については、これまで施設、団体の概要説明を受けましたが、書面審議だけではやはりイメージがつかみにくいと思われます。したがって、今後の審議の参考とするために具体的に施設の現地調査を行ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。そうしますと、いただきました御意見を踏まえながら、私と事務局の方で調整の上、日程、行程をお示ししたいと思ひますが、それでよろしいですか。

対象の公の施設につきましては、代表的なものを選び、また外郭団体についても先ほどの意見を踏まえながら選りまして、またその日程については東部と西部に分け、1日ずつ

とって実施したいと思っております。

きょうは施設、団体の概要について説明を受けましたが、何分大変多岐にわたる資料をいただいております。また資料の方の数字も、なかなか頭に入りづらいというのが実情だと思います。今後は、この資料が一つのベースになりますので、各委員の皆様にはもう一度この資料に目を通して、頭を整理していただければと思っております。

それから、先般、第1回目の会議のときに、公の施設の検討対象の扱いにつきましていろいろ意見をいただきました。施設においては、基幹インフラを対象としなくてもいいのではないかという議論もございました。その中で流域下水道、それから県営住宅について意見が出ました。そこで今後の取り扱いについて当委員会としましては、特段の対象外施設は設けずに、基本的には施設全般を対象とする扱いにしたいと思っております。会議の中で必要なデータ等があれば、今後の審査状況において事務局に求めていきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

また、別の場で検討が進んでいるものについては、これを対象外とするということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日の委員会はこれにて議事を終了いたします。

事務局の方から何かございましたら。

委員長 特にございませんか。

それでは、次回の委員会は現地調査を行うことといたします。日程、行程は再調整いたしますが、おおむね時期は6月の下旬としたいと思っております。

以上をもちまして、本日の会議は終了いたします。本日はどうもありがとうございました。